

## 令和3年度青森市地域密着型サービス事業者の公募についての質問に対する回答

青森市福祉部介護保険課

No.	質問事項	回答
1	グループホームの建物整備に対する補助金は、新築のみが対象でしょうか。改築は対象でしょうか。	グループホームの建物整備に対する補助金は、新築だけではなく、改築も対象となります。
2	医療機関内の一部を改修・用途変更し、介護保険事業所の運営を検討しておりますが、公募申請にあたり、医療機関内の介護事業所設置について、介護保険法において事前確認が必要な事項があればご教示ください。	令和3年度青森市地域密着型サービス事業者公募要項の「10 その他応募に関する留意事項」において、「応募者は、本要項に記載した諸条件のほか、各種法令等を遵守してください」としていることから、応募者は、介護保険法はもとより、青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例などの各種法令等の内容を十分確認してください。
3	施設整備等に係る補助金について、看護小規模多機能型居宅介護事業所の公募申請を検討しておりますが、利用定員及び宿泊定員の変動により補助金額に変更が生じますか。	<p>看護小規模多機能型居宅介護事業所の施設整備に係る補助金の額は、施設数で決定するため利用定員及び宿泊定員の変動により変更は生じませんが、施設開設準備経費に係る補助金の額は、宿泊定員数で決定するため、宿泊定員の変動により変更となります。</p> <p><b>【参考】令和2年度施設開設準備経費補助</b>            看護小規模多機能型居宅介護事業所            交付基準単価：宿泊定員数1人当たり839千円  <math>839千円 \times 9人 = 7,551千円</math>            補助金の額：7,551千円以内</p>
4	1階にデイサービス、2階に有料老人ホーム、3階にグループホームを考えています。3階のグループホームには施設基準どおり浴室を設け入居者が入浴しますが、1階に機械浴等の浴室を設置し、有料老人ホーム、デイサービス、グループホームで入浴利用曜日、時間帯が各事業所それぞれ重ならないように利用することは可能でしょうか。	<p>青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第103条第3項では、「第一項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。」とされています。</p> <p>このただし書について、国の通知では、「指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。」と示されていることから、有料老人ホームの入居者は、通所介護のサービスとして利用する場合を除き、指定通所介護事業所の浴室を利用することはできません。</p> <p>認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、入居者の入浴時間帯を通所介護のサービス提供時間帯以外の時間帯とするなど、指定通所介護事業所の利用者へのサービス提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、浴室を共用することができます。</p>